

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第7回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第7回 議事次第

1. 日時 平成24年5月17日(木) 17:34～20:08

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、片山委員、
丹野委員、中村委員、畠中委員、室町委員

河上消費者委員会委員長

福嶋消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 論点の整理について

2) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について

(3) 閉 会

○大森座長 それでは、第7回の検討委員会を始めさせていただきます。

本日は、阿南さん、橋本さん、山内さんが御欠席だそうです。

皆様方のお手元にごさいます議事次第に沿って、議論いたしたいと思います。最初に論点の整理がまずございまして、その後、体制の在り方について議論に入りたいと思っています。

資料の確認からいたしましょう。

○服部参事官 配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第に資料の一覧がございます。

資料4につきましては、最初の枝番のついていない資料は、その後続く枝番の資料の要点をまとめたものでございます。大部にわたっておりますけれども、冒頭の枝番のついていない資料4は、要点をまとめたものでございます。本資料は、論点の現状についての資料でございまして、枝番は論点に対応しております。議論の参考にしていただければと思っております。資料は事前にお送りしておりますけれども、内容等について御質問があれば、議題の中で適宜、御質問いただければ、御説明差し上げたいと思います。

もし、資料に配付漏れ等ございましたら、適宜、お申し出いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○大森座長 よろしいでしょうか。前回の会合で私の方から、国会に出されました「独法通則法改正案・整備法案」について、御紹介していただきたいということをお願いしてございました。もう一つは、御質問のございました、相談・研修も行う施設等機関の例があれば説明せよ、という宿題がございましたので、まず、それについて説明していただいた後、前回、論点の整理について、皆様方の御意見で字句の修正等をしていきますので、それについても説明していただいた後、よろしいかどうか、お諮り申し上げたいと思います。

それでは、説明してください。

○服部参事官 資料1、資料2、資料3、続けて御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1「独法通則法改正案・整備法案」についてです。これは、5月11日に閣議決定されたものでございます。まず、法案の概要でございます。

独立行政法人制度を廃止し、行政法人制度を創設。この行政法人につきましては、2類型が示されております。1点目が、中期目標行政法人。中期的な目標管理により、一定の自主性、自立性を発揮し、目標達成を図るというものでございます。例えば宇宙航空研究開発機構といったものが、このカテゴリーに位置づけられております。

2番目が、行政執行法人、国の指示の下で、単年度単位の業務運営により、事務・事業を確実に執行するというものでございまして、NITE、FAMIC、こうした機関はこちらの方に位置づけられております。

具体的内容でございます。まず1点目、財政規律の強化ということで、法文上、運営交付金の財源が貴重な税金であることを踏まえ、適切な使用にかかる責務というものが明記されております。具体的内容につきましては、以前の閣議決定で定められておまして、

自己収入の増加目標が達成できなかった場合には、不達成部分について削減するとした定めがなされております。

国の関与、組織規律の強化という部分です。まず1点目、主務大臣の是正・業務改善命令、行政執行法人につきましては、監督命令というものが明記されております。従来は、独立行政法人については、法人の業務運営の自主性を尊重するという観点から、主務大臣の一般的な監督権は規定されておりました。

次に、行政法人評価制度委員会。第三者機関でございますが、これを総務省に設置するというものでございます。具体的な事務は、主務大臣が、各事業年度に行います業績評価についての点検、チェックでございます。中期目標の期間の終了時、各法人の主要な事務及び事業の改廃について、主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申、こうしたものが設けられております。従来は、基本的に各府省庁ごとに委員会が設けられておりましたが、総務省に、全法人を対象とした委員会が設置されるというものでございます。

次のページです。閣議決定が5月11日、施行期日は、平成26年4月1日が予定されております。その下の備考の整備法案などのところを見ていただきますと、今回の関係法律の整備に関する法案でございますと、1月20日の閣議決定がなされた法人のうち、新法人制度の導入に伴う、いわゆる単純改正、単に行政執行法人にする、中期目標行政法人にするというものについては、併せて改正が盛り込まれております。国への移管、これには国民生活センターが該当しますが、このほか民間法人化、複数法人の統廃合など、単純な法人格の見直しにとどまらない60法人については、別途、すべて来年の通常国会に法案提出が予定されております。

これらの法律も含めまして、すべて26年4月1日に施行を予定しております。従来、御議論がございました法テラスについて、1月20日の閣議決定では対象とされておりましたが、今回の整備法案の中で、中期目標行政法人と基本的に横並びの規律を導入するよう明記されているところでございます。

以上が資料1でございます。その後、資料として新旧対照表を添付させていただいております。これにつきましては、省略させていただきます。

次に資料2でございます。施設等機関で、相談や研修を合わせてやっている法人はないのかという御質問、御指摘がございました。同一の施設等機関において複数の業務を行っている例について調べてみました。

経済社会総合研究所、試験研究機関でございますが、一番初めのマルに研究というのが明記されておりますけれども、4番目には、研修というものもあわせて行われております。

2番目の消防大学校でございますが、文教研究施設ということで、2番目のマルにありますように、教育訓練という文教事業が行われておりますが、併せて、4番目のマル、性能評価、試験といったものも行われております。

3番目、法務総合研究所、これは試験研究機関でございます。一番初めのマルに調査、研究というものがございまして、併せて2番目のマルに研修。4番目のマルに国際協力と

いうものもなされております。

国土技術政策総合研究所、試験研究機関でございますが、一番初めのマルに、総合的な調査、試験、研究及び開発。2番目のマルに、成果の普及、情報の収集、整理、提供。3番目のマルに研修。こうした事業があわせて行われております。ただ、御指摘がございました相談、ADRといったものについて、所掌事務上、行われているという例は見当たりませんでした。

資料3でございます。論点整理の案の修正案でございます。

1ページ目については、特に御指摘はなかったと存じますが、2ページ目の(3)でございます。消費者委員会の機能と、従来、権威という言葉を使わせていただいておりますけれども、こういった言葉でいいのかという御指摘がございましたので、審議結果の実効性という表現を使わせていただいております。

2の(2)は、専門性の話と消費者目線、両立という言葉、前回、表現させていただいておりましたけれども、両立ではないのではないかと御指摘を踏まえて、「専門性を持った他府省庁からの職員は消費者目線をどのように身に付けるのか」という書きぶりしております。

3ページ目でございます。総合力の充実ということで、総合力の意味合いが不明瞭ではないかという旨の御指摘があったと思います。まず、「消費者行政は」ということで、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、他府省庁の有機的な連携に加えということで、総合力の発揮のために、民間や地方を含めた幅広い力の結集が必要ということ、冒頭に記しております。

中ほどで、附則3項における「消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方」の見直しについても明記すべきであるという御指摘を踏まえまして、「別途、消費者委員会の場において関係省庁と検討する」ということを明記しております。1番下のところでございます。従来、役所文化の中に埋没せずという表現でしたが、委員の方からの御議論もございまして、「消費者に親しみのある」という表現しております。

最後のページ、(3)機能の一層の充実をどのように実現するのかということでございまして、(1)の維持は、維持ではなく向上に書きかえた方がよいのではないかと御指摘ございまして、「各機能の充実をどのように図るのか」ということで記しております。地方消費生活センターへの支援、情報の集約・分析機能の重要性に合わせて御指摘がございましたので、それらも合わせるような形で記しております。

2の(1)でございますが、審議会等というものが抜けておりましたので、ここは追記しております。(2)の①、②、③につきまして、限定列挙であるかのような印象を受けないようにすべきではないかと御指摘がございました。このため、冒頭、「次の」ということを記しております。どのような工夫、工夫の内容を書き込んでどうかという御提起がございまして、法制度や運用上の工夫などとしております。

従来、(1)、(2)、(3)の後に(4)として、「政府から独立した法人」との考え方の趣旨をどのように活かすかということが書かれておりました。この点に関しまして、政府から独立した法人についてどのようなものがあるのか、シミュレーションすべきではないかという御提起がございました。今回の検討は、前提としては国に移行することを踏まえた検討がなされております。その中で、政府から独立した法人の考え方の趣旨を活かすことは大変重要であると認識しております。検討の締めくくりとしまして、(4)ではなくて、最後にこれらがどのように活かされているのか、きちんと確認する、明確にするということで、このような修正案とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大森座長 最初の資料1の3ページに、整備法案の関係機関が出てきますでしょう。そこを省かれたので、全体の独法改正についてはいいですが、国民生活センターが出てくる場所、第26条ですけれども、このことと、前に御報告があったように思いますが、平成24年1月20日の閣議決定で、国センを国に移管することは1年前倒しでやれという決定がなされているはずですが。扱い方がほかと違うのですけれども、それを触れておいてくださったらどうかと思います。26条の読み方も教えてくださいませんか。いつも国民生活センターが筆頭に出てくるのです。

○服部参事官 1から60の法人について明記されておまして、今回、単純に改正する法人ではない、具体的には、国への移管、民間法人化、複数法人の統合化、こうした法人が60ございます。順番は建制順ということで、消費者庁の所管する国民生活センターが冒頭に出ておりますが、今、申し上げた類型に当てはまるものが60並んでおります。これらの独立行政法人については、施行日(26年4月1日)までに、組織の見直しを行い、必要となる法制上の措置を講ずるということでございます。いずれの法人につきましても、来年の通常国会に、個別法の改正のための法案が提出される予定になっております。

これとは別途、国民生活センターにつきましては、閣議決定で、25年度を目途に国に移行することが決められているわけでございます。

○大森座長 その閣議決定は生きていますか。

○服部参事官 生きております。

○大森座長 それで我々の検討会が設けられているのでしょうか、そのスケジュールに合うように。そのことが大事なのではないかと思ってお聞きしました。

今、御説明がございました3つについて、何か皆様方から御指摘事項はございますでしょうか。特に論点整理の若干の修文、このとおりの文章で報告書がまとまるわけはありませんが、論点の書き方についても御注文がございましたので、この段階で修正できることは修正するという事です。

○中村委員 最初の1ページのところで、何も議論がなかったと言われました。前回は余り時間もなかったし、全部言い切っているわけではないのですが、基本的に今までの議論の中で、消費者庁、消費者委員会、国センが一体となって司令塔機能を果たすというような

意見がヒアリングなどにも出ていて、その関係で多分1ページの5つ目のマルの文章になったと思いますが、ここで忘れてはいけないのは、消費者庁は消費者委員会によって監視されている。マルの4番目にもありますが、「消費者委員会は、建議・提言等により、各省へ働きかけているが」と書いてありますが、省だけではなくて消費者庁も監視の対象です。そのところは明確にしておかないと、これでは消費者庁は外れてしまって、三者一体で頑張らしようというような関係になりますが、そうではなくて、消費者委員会ができた心というのは、消費者行政全体を監視する、なにかんづく消費者庁という中心的な役所をきちっと監視して、消費者行政をちゃんと進めるようにということできているので、その趣旨が1ページ目では感じられないので、書きぶりを変えていただきたいというのが1点です。

もう1点は、最後のページの「政府から独立した法人との考え方の趣旨」という言葉について、私は検証会議に出ていなかったのですが、ひもといてみたのですが、あそこで出たはずの言葉ですが、この言葉の意味は余り議論されていませんね。政府から独立した法人との考え方の趣旨というのは一体何なのか。ここをちゃんと議論して共通認識にした上でないと、こういう表現を使ってここに書き込むのはちょっとあいまいな気がして、私自身も、一体何のことを言おうとしているのか、理解できていないわけです。その辺をはっきりさせた上で、認識が一致した表現にすべきではないかと思います。

○大森座長 最初の第1点はどうでしょうか。

○服部参事官 例えば、「各省」になっておりますけれども、「消費者庁も含め各府省庁」とすることが考えられます。

○大森座長 そもそも、3つがどういう任務を法的に帯びているかということは、どこかに明確に書いておけばいいわけでしょう。それが前提になっている議論ということで。

今のような趣旨で生かしますが、それで全部尽きているかどうかわからないので、現在の法制度上は、どういう位置づけとどういう役割になっているかということを、きちっと一回書いておけばいいわけですね。そのことが実は前提になっているのですけれども、明示的に出てこないから今のような御意見が出るわけですから、ここの文章をどうするかではなくて、今のようにきちっと書く。3つはどういうふうに与えられて、今回はそのうち、どこをどういうふうに直すのかということがわかるようにした方が、全体がわかりやすいです。それでいいでしょうか、中村さん。

○中村委員 今のところ、論点整理案ですけれども、まとめの段階できっちりと当然書き込まれるとは思いますが、レジュメ風に、例えばマルの4番目のように、各省へとやってしまうと、消費者庁は対象から除外されるのか、という見方をする人も出てくるのではないかと懸念を持っておりますので、わかりやすくした方がいいと思います。

○大森座長 今のように、「消費者庁を含め」と書けばいい。

もう一つの方は、私どもとしては、本当にこれはどういうことかということで、どこかで少し情報はありますか。

○服部参事官 検証会議の中間取りまとめですが、その中で、いわゆる政府から独立した法人への移行ということで、「政府から独立した法人として位置づけるべきとの意見もあった。この意見の中で考えられている法人は」ということで、次のようなことが記されております。「政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ、独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるものである」ということでございます。

○大森座長 考え方の趣旨というのは、どういうことになるわけですか。

○川口審議官 その趣旨については、それ以上、どこかに書いてある、議論されているということではございませんので、今、御紹介したものから、この論点の中の最後のところでもう一度趣旨も含めて御議論いただいて、確認いただければと思います。

○大森座長 普通の理解だと、国民生活センターが仮に国の方へ移行しても、国民生活センターのある種の独立性、自立性はきちんと担保されるということでしょう。要するに政府から独立した法人になるわけではないから。でも、そのことの意味をどこでとればいいのか。今までの御議論があるように、今まで果たしてきた国民生活センターの機能が後退しない、むしろ自立する方向を目指す。しかも、消費者庁や委員会と仕事上は独立性を持っている、ということの意味しているのではないですか。あとは、それをどういうふうな工夫で体制として組めばいいか、ということ議論するということではないかと思いますが。

○中村委員 先ほどの検証会議の説明の中で、お金は出すけれども口は出さないみたいな書きぶりもありましたが、その議論というのは、ここで言う考え方の趣旨としてそのまま額面どおり受け取っていいのですか。

○川口審議官 前回申し上げましたが、もともと趣旨を生かすという言葉は、年末の政務三役の決定の中で出てくる表現でございます。国が責任を持って運営費を措置する法人形態ということですが、法人形態が国になった場合に、運営費を措置するということは、国の予算で措置するというふうに、何らかの読みかえをしなくてはいけないということになります。厳密な意味で全く同じであれば国の中ではあり得ないわけでございます。その趣旨で、国に移行する国の行政機関ということで、そのよさを最大限実現しているのかということでございますので、座長のおっしゃったような解釈になるのではないかと感じております。

○大森座長 私の手元にある1月20日の閣議決定の方が明確で、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全安心を確実に担保するため、必要な定員、予算を確保した上で、平成25年度を目途に、本法人の機能を国に移管する」と書いてあります。この閣議決定は明確ではないですか。あとは具体的に、効率化はどうすることで、強化はどうすることで、本当に国民の安全安心を確保するために必要なというのは、どの程度必要な定員と予算を確保できるのか、そういう話ではないですか。ちゃんと国に移管するというふうに閣議決定されているのだから、こういうことを尊重して我々が検討するということになるのではないかと考えています。

手がかりがあるとすると、これなのではないかと思います。一応、閣議決定というのは重いものでしょう。このところ閣議決定しているけれども、それが守られるかどうかかわからないような傾向もありますが、閣議決定は重要だと考えると、これなのではないかと思います。少なくとも、我々が見直し作業をやったときに、この閣議決定に反するようなことが出てきてはいけないということになるのではないのでしょうか。

よろしいでしょうか。何か文章上、書けという、それ自身はまた議論しなければいけませんけれども、参考になることは、今の議論とこの閣議決定なのではないか。もしそれをテイクノートするのであれば、注記して、これに関係する文章はこれとこれですと言ってくだされれば、それでいいのではないのでしょうか。

この件はよろしいでしょうか。

それでは、今日の実質的な議論に入りたいと思います。

皆様方のお手元に資料があつて、今日、とりあえず課題「論点の整理」上、私どもがこれから在り方について検討に入りますが、繰り返し出てきている「司令塔機能の発揮」というのは、何をどうすることであるかということが、まず1点。これについては、まず、足立さんから口火を切っていただいて、その後、これに関係していることについては中村さんからもお話しいただく手はずになっています。まず、それについてさせていただいた後、「総合力の充実」の前までのところを、今日、時間があればやりたいと思っていますので、それについても、そのようなやり方で進めさせていただいたらどうかとなっておりますが、それでよろしいでしょうか。

では、足立さんから口火を切っていただいて議論に入りたいと思います。

○足立委員 それでは、私の方に事前に事務局から「論点整理」のⅡの1の(1)から(3)につきまして、3つのテーマに関する発言をするようにということで連絡をいただいています。地方の取組ではありますけれども、京都府の組織や施策の現状、あるいは、これまでの消費者庁との実務経験などを踏まえまして、課題や今後の方向性について、意見を申し上げたいと思います。

資料5-1に表裏で2ページの資料を用意しています。ただ、与えられました時間は5分間ですので、とても時間内に説明しきれません。要点のみをまずは御報告させていただきまして、資料の背景の考え方や根拠に関する事項につきましては、後ほど必要に応じて議論の中で御説明させていただきたいと思います。

まず(1)のテーマ、司令塔機能に「現場」をどのように結びつけるかということについてですが、まず、京都府の組織について御報告をいたします。

京都府の組織は、以前から御紹介させていただいておりますとおり、相談、啓発、法執行、この3つの機能を消費生活安全センターに一元化しております。また、これまでのヒアリング等で示されましたさまざまな懸念に関しましては、京都府の場合、特段の問題は生じておらず、むしろ各機能が相互に補完し合いながら、新しい施策転換に結びついていくところがございます。

こうした状況を前提に、消費者庁に求められる司令塔機能として期待するものということにつきましては、消費者に現に生じた被害、または今後、被害につながるおそれの高い事案を的確に把握し、その拡大防止や改善を図るため、各府省横断的な総合調整機能を発揮して迅速な対応を指揮するという機能であると考えております。言いかえれば、幅広い消費者問題に対応できるだけのリーダーシップであると考えています。

また、この前提となります消費者の被害情報の把握、あるいは司令塔機能の発揮によって創設された新しい施策や制度を普及、定着させるという観点からは、我々地方の消費者行政との連携を是非図っていただきたいと考えております。

次のページですが、司令塔に必要な機能といたしましては、まず、課題の把握のための情報の集約・分析機能が挙げられますが、これには、国民生活センター、地方の消費生活センター、消費者団体や適格消費者団体、事業者団体等との緊密な情報収集体制を整える必要があると考えております。

また、司令塔としての機能を発揮するためには、各府省に対する資料提出要求権や勧告権などの強力な権限が必要ですが、これは既に内閣府設置法や消費者安全法で付与されているものと考えております。更には、新しい施策や法制度を普及させるための幅広い情報発信体制が必要ですが、これには地方や消費者団体等との連携も重要であると考えております。

次に、消費者被害を知る現場を司令塔にどう結びつけるかという点につきましては、先ほど申し上げました、(3)の①と③の機能を備えるということになりますが、司令塔に現場を持ち込むことが最も効率的ではないかという考えを持っております。また、現場を取り込むだけでなく、同時に、現場からの政策提案機能を強化し、現場経験に基づく専門的な知見を政策として具体化する仕組みを整えることが、極めて重要であると考えております。更には、司令塔に取り込めない機関からの情報収集、あるいは情報発信の体制を強化することも必要です。

現場情報をもとにした制度改善を図る際の実効性の担保につきましては、現在は機能していないという御報告もありましたが、特命担当大臣による総合調整機能の発揮に重点を置くべきであると考えておりました、これには、消費者基本政策室及び消費者庁の職員の増員等の体制強化が不可欠だと考えております。

次に、テーマⅡの1の(2)です。専門的知見の活用につきましては、事前に配付いただきましたリード文によりますと、中長期的な課題等への対応に関するものでございますので、この点につきましては、私は、消費者委員会においてこそその機能が発揮されるべきであると考えております。

これまでの発言を少し整理いたしますと、被害が発生した個別事案への対応につきましては、消費者庁において、大臣の勧告権限などを行使しながら司令塔機能を発揮して解決を図り、より大きな政策課題につきましては、消費者委員会において、専門的知見を結集して対策を図るという役割分担も可能ではないかと考えております。また、この考えに沿

いますと、審議会機能につきましても、内容に応じた対応ができるのではないかとこの考えも持っております。

最後になりますが、消費者委員会の実効性向上につきましては、事務局体制の強化とともに、建議や提言を行った事項のフォローアップをより強化し、十分な改善が図られないと判断される場合には、繰り返し要請を行うなどにより建議内容の実現を図っていただきたいと考えておりますが、併せて、法制度の改正が建議に沿って整った後も、更にその内容を消費者の生活の中で実際に生かしていくことが必要であります。繰り返しにはなりますけれども、この点につきましても、地方との連携が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

問題提起をしていただきましたので、これをめぐって議論いたしましょうか。どなたからでも結構です。御質問、御意見ございますでしょうか。

○片山委員 2ページの(4)の現場をどう結びつけるかというところに、私も大変関心を持っていますが、特に②の、現場からの政策提案機能を強化するということと、③の、情報が集まる機関からの情報収集体制を強化するというところについて、もう少し具体的にイメージをお持ちであれば、お教えいただきたいです。

○足立委員 御質問いただいた点につきましては、これまでもこの検討会等でもいろいろ議論になってきたところですが、現場で消費者被害の実態を知る、それが十分に政策に生かされていない。その部分について、消費者庁が機能的に欠いている部分があるという御発言が何度かあったかと思えます。先ほど御紹介したように、京都府では、まさに相談の現場と実際の施策に生かす企画・立案の機能、それらを一体化しておりますので、時間的なことを考えましても、あるいは十分な成果を発揮するための施策の立案ということに関しましても、より詳細な被害の実態を把握した上で迅速に対応策を考えるということができております。

したがって、今の消費者庁、国民生活センター、それぞれの機関が独立した形でそれぞれの機能を果たしつつ、横のパイプを通して、情報のやり取りをするというだけでは足りない部分もあるのではないかと思います。むしろ現場である、例えば国民生活センターからの政策提案という形で、単に被害の情報を伝えるだけではなく、その状態を改善するためにはどのような施策が必要かという辺りも、現場の感覚を生かして専門的な知見を使って、具体的な政策として提案していただくという仕組みを担保することで、結果的には本当に役立つ内容の提案が出てくるのではないかと考えたところです。

○大森座長 今のところ、一番現場の情報を持っているのは国民生活センターでしょう。

○足立委員 国においては国民生活センターですが、国民生活センターは、この間の行政改革の中で直接相談を基本的に廃止されました。今、消費者の日々の生活の中でどういった問題が起こっているかということについて、直接お話を聞く機会が非常に少なくな

ったと聞いています。私ども、センターにおりまして日常的に被害の実態を知り、しかも、被害の内容というのは、単に経済的な被害、財産的な被害を受けただけではなく、人々の暮らしの中にもっと深く傷を負わせるような事案だと感じることがあります。それらを救済して、次の被害者を出さないための政策を考えていくという点からしますと、まさに日々の相談を直接聞くということが我々の施策の原点といえますか、出発点に当たるということがあります。そういった点では、国においては国民生活センターがありますけれども、地方の消費生活センターを含めまして、相談の実態を十分知ることが政策の基本になるのではないかと、日々、感じております。

○大森座長 私も誤解していて、この前、教えを受けたのですけれども、国民生活センターが直接相談をやめたのはどうしてですか。何がきっかけでやめたのですか。一部でもやる必要があるというふうに認識していたはずですが、どうしてやめてしまったのですか。

○野々山国民生活センター理事長 率直に言って、私どもとしては直接相談は必要だと考えておりました。それは、足立委員が指摘したとおり、私どもがさまざまな情報収集した上でこれを地方にいろいろなアドバイスをする、あるいは、さまざまな問題提起をする、政策提言をしていくためには、消費者から、直接の相談を聞き、そこから実態の調査、あるいは実情を十分知っていくということは必要だと考えております。

ただ、一方で、地方と国の役割分担という問題が提起されてきております。これは、行政改革のときにもそういう指摘を受けているわけでありまして。地方ができることは地方でやるということが一つの考え方としてあるわけで、これに基づきまして、直接の相談は各都道府県あるいは市町村でできていくべきところから、当センターが各都道府県、市町村と同じような形で、電話を設置して聞くという形での直接相談は、やはり国としてはやるべきではないという意見がありました。それは、消費者庁との議論の中でも出ましたし、行政改革の一つの動きの中でもありまして、そういう形での議論の中で、地方支援を兼ねた形での直接の相談を模索せよということになりました。そこで、そういう形でのものを模索してきたということでもあります。そういうことで、昨年度の4月1日からやめるという決断をしたということでもあります。

○大森座長 やめるというのは、どこで誰が決めたのですか。

○野々山国民生活センター理事長 閣議決定です。

○福嶋消費者庁長官 閣議決定ですけれども、その考え方を少し補足しておきますと、今、理事長のお話にもありましたが、消費者から直接相談を受けるというのは、自治体の事務だということでもまず整理をして、その相談を支援するということが国の仕事だというふうに位置づけています。

ただ、国民生活センターが、国センだけでは本当はないと思いますが、センサー機能と言っている、地域の実態、消費者の相談現場の実態をきちっと把握しないといけないということをちゃんと確保するためには、臨床機能を確保する必要がある。ですから、自治体の相談を支援するという取組の中で、国民生活センターが実際に直接、消費者から相談を

受けるということは確保しようという整理をしました。

具体的にどういうことかと言うと、土・日の消費者相談は国民生活センターがやっています。勿論、自治体もやっているところはやっていますけれども、土・日が十分ではないので、国民生活センターが土・日相談として、直接、消費者から相談を受ける。平日についても、ホットラインで、消費者の住む地域の消費生活センターに電話が繋がらなかったときは国民生活センターの電話番号を紹介して、直接、国民生活センターが平日も支援相談として受けるというようなことで、直接、消費者から相談を受けるという機能自体は確保しつつ、事務の整理としては、自治体の消費者相談を支援する中でそれをやることにしたということです。

○大森座長 何かわかりにくい整理ですね。

○丹野委員 おっしゃるように、非常にわかりにくいです。閣議決定というのは非常に重いものだと思われ、先ほど座長がおっしゃいました。そのとおりですが、その閣議決定がされたことによって、国民生活センターが直接相談の看板を下ろしますといったときに、全国の消費生活センターの相談員は猛反対をいたしました。そんなことをしたら、地方の消費者センターを支援するという国民生活センターのセンサー機能を自ら失うことになり、何も知らない国センにどうやって地方支援ができるのかということで猛反対をしました。

そして、その後のいろいろな経緯を踏まえて、先ほど福嶋長官がおっしゃったように、直接相談の看板は下ろしたけれども、土日祝日相談というものについては、地方はまだ手薄だから、地方支援になるし、ホットラインバックアップというものも地方の消費者センターが拾えなかった部分の落ちこぼれを拾うから、それは実際に国センが受けるから、直接相談とは呼べないけれど、事実上、同じだからセンサー機能を担保するという言い方で現実が始まって、今、行われております。そういう意味では、全くやっていないわけではないから、確かに国民生活センターは消費者の方から相談を受けているというのは、現実には一定の件数をやっているという現実でございます。

ついでに、先ほどの足立委員のペーパー、司令塔機能に期待するものの(4)、「現場をどう結びつけるか」のところに「司令塔に『現場』を取り込む」という表現がございます。これは、現場の側の消費者センターの人間から言うと、司令塔に現場を取り込むと言われてしまうと、取り込むという言葉がどういうことをあらわしているかということになります。日々起きている消費生活相談を、現実にはPIO-NETを通じて国民生活センターに上げていて、その上げている情報を、行政の司令塔機能を果たす消費者庁と密接に情報交換して、情報を国民生活センター側、つまり現場側から上げていくというのであれば、非常にわかります。ですが、司令塔に現場を取り込むというふうに書かれてしまいますと、いまいちその辺は抵抗感がございますが、そこはいかがでしょうか。

○大森座長 私の記憶では、評価委員会に私が出たときは経由事務の比率を高めろという話になっていました。要するに各都道府県、市町村が承っていて、センターの方へやって来る事例の比率を高めろと。そのときに議論としては、直接相談風のものもなくして

いくような議論が出たときに、評価委員会としては、その発想はよくないと。どこかで消費者センターが直接受けることによって、現場感覚はいつも持ち続けるべきではないかということで、一応そうなったと思っていたのです。そういうつもりでいたら、そうではなくて、なくしてしまったというので、誰がそんなことを決めたのだろうかというのが私の疑問です。

閣議決定をしたから、閣議決定は閣議決定しか直らないので、閣議決定を改めてもらえばいいわけです。簡単です。現在の閣議決定を直さない限りこれを守らなければいけない。マイナスが多かったら直すというふうにすればいいので、国と地方の事務の区分上の話ではないです。なぜならば、都道府県も市町村も、やめろなどということはどこからも要望を出していないのです。国の方の都合でやめているだけなのです。どこからも支持がないことをやってはならないと私は思っていて、昔がよみがえってきたのですけれども、なぜそんな愚かしいことを閣議決定で決めたのだろうか。それは事務区分の話と違うのではないか、全然違う配慮でやっているのではないかと思っていますが、違いますか。ちょっと言いすぎていますか。

○丹野委員 全くそのとおり、賛成でございまして、是非、その辺については正しい閣議決定をしていただきたいと思えます。

○大森座長 余り軽々にそういうことを提案してはいけないかもしれませんが、何か変なんですよ。

○片山委員 私も同じ考えです。私は相談員さんの立場とは違って、消費者被害の救済にいろいろかかわってきた弁護士ですけれども、どんな被害が起こっているかということの中で、一番大事なのは、消費者が日常どういう生活をしていて、そこに、どんなふう被害のきっかけ、いろんな商法だとか事故のきっかけというものが近寄ってきて被害に遭遇してしまうのかという点です。結果だけではなくて、被害の発生プロセスだとか、その背景にある消費者の生活実態というものを知らなければ、本当の被害救済のための施策も政策提言もできないと思えます。

数字だけ、あるいは、この種の事故が起こっています、この種の被害が発生していますというところだけではだめで、生の消費者の声を聞く機会として、直接相談は非常に大事で、その窓口、あるいはそういう経験を踏んでいるということがなければ、消費者庁に現場を結びつけるということには決してならないと思えます。そういう意味で、是非、今回のこの検討、あるいは座長が言われたように閣議決定を早期にやり直すなりして、直接相談を復活していただきたい。

○大森座長 後で大臣がお見えになるので。

○福嶋消費者庁長官 直接相談という言葉自体のとらえ方、定義ということで、少し混乱もあるように思います。国民生活センターが、直接、消費者から相談を受けるという枠組みを否定したり、それを全部なくすという話ではないのです。自治体の消費生活センターと同じように、直接相談を受け付けますという看板をかけてやるのは少し違うだろうと。

あくまで自治体の相談の支援という枠の中で消費者から直接相談も受けるということ、きちっと確保しようという考え方で消費者庁としては理解しています。

○大森座長 例えば、今は財産事案みたいなものを消費者庁とセンターの間でやっていますね。しかし、国民の命とか健康にかかわるようなこともやっていかなければいけないでしょう。そのときに、今、長官がお話ししたようなことでもある程度できるかもしれませんが、ストレートに入ってくるようなものは、国民の命とか健康にかかわるようなことで、とっさに判断して対応しなければいけない事案は、消費者庁でもいいですし、国民生活センターに入ってきてもいいですが、そういうルートを持っていた方がいいのではないかと思います。実質的にそういうことが可能になったら、別にそのことを余りこだわらないで、やりますと言ってくださっても差し支えないように思いますけれども、やはりどこかやり過ぎることになるのでしょうか。

○野々山国民生活センター理事長 地方の支援に特化するという考え方が、我々のやっている相談業務でもあるべきものだという一つの考え方があります。しかし、私どもがこれまでやってきた直接相談というのは広い意味で地方支援だったとっております。個々の都道府県、市町村がやれない相談を直接解決する、そういう機能は直接相談にあるわけですが、むしろ重要な機能は、経由相談等で、全国のいろんな相談に対してセンターオブセンターとしてアドバイスをしていく。あるいは、全国のセンターに対してさまざまな情報提供をしていく。あるいは、国民の皆さんに対して情報提供をしていくというものの一つの重要なセンサーとしてのツールとして直接相談がある。

数としては、全国で年間90万件ほどあります中の5,000件～7,000件です。それだけの中から支援のための情報を出しているということでもあります。従来の直接相談も広い意味では地方支援というふうに考えておりますけれども、閣議決定の中で、より厳密な意味での地方支援という形でやるということがこれまでの経過であります。

地方支援としてやっていったいわゆる平日バックアップ相談は、各地のセンターでかからなかったものについて、国民生活センターにかけてくださいということにかけてもらっている。あるいは、土・日という限られたところでかけてもらっています。そういうものにかけてもらった電話の数というのは一定の限界があるわけで、今のところ、年間2,000件ぐらいで、土・日相談はもう少し数がありますけれども、センサー機能としては十分ではないと私は考えておりますので、できるだけ広く、従前の5,000件程度までくるような直接的な相談体制というものは、必要になっているのではないかと私自身は思っております。

○大森座長 今日、結論を出すわけではありませんので、私が勇み足風に議論したものです。

畠中さん、どうぞ。

○畠中委員 閣議決定の経緯は存じ上げませんが、よく、国、県、市町村の二重行政はけしからんとおっしゃいますが、私は場合によっては、二重行政があってもいいと思

っています。複数のチャンネルがあった方がいいものもあると思っていますので、この点については、大森座長の御意見に賛成したいと思います。

○大森座長 まだ決めたわけではないですので、議論を進めましょう。先ほど丹野さんから御質問があったので、そちらへ議論を移しましょう。

○足立委員 丹野委員から御指摘のあった、資料の「司令塔に現場を取り込むことが効率的である」という表現ですが、この表現を入れれば議論になることは覚悟して入れさせていただきました。これまでのいろいろなヒアリングの際の御意見なども踏まえましても、国民生活センターの独立性を維持するという点で、行政の機関と一定の距離を置いた方がいいという御意見がかなり多かった中、あえて反対になるような意見を入れさせていただきました。

恐縮ですが、片山委員の発言を利用させていただきますと、まさに相談の現場というのは、PIO-NET にあられる被害事実、例えば出会い系サイトで被害に遭った、幾ら損害を受けたという事実ではなくて、その背景にある、なぜそこに至ったのかというプロセス、あるいは、その被害がその個人にとどまらず、家族を含めて本当に大きな被害になっているという実態を、肌身で感じる。そういったことが新しい政策を考えていく我々のパワーの源といいますか、これだけ大きな被害があるということについて、我々の力で被害の拡大を防ぎたい、あるいは救済をしたいというパワーの源になる部分なのです。

その部分が、PIO-NET の中で、文章で国民生活センターに情報が上がっているからというだけで、果たしてそういった施策の重要度とか、緊急度というところまで本当に判断できるのかという気がいたします。したがって、あえて過激な表現だったかもしれませんが、現場はより近いところにあった方がいい、いただいた命題から言いますと、司令塔としての十分な機能を発揮するためには現場はやはり近い方がいいという考えで、こういう表現を使わせていただきました。

先ほど言いました出会い系サイトの話も、実際に来られた相談者の方は、奥様が被害に遭ったのですけれども、その奥様は出会い系サイトでだまされているということについて、最終的に自分ではどうしても処理できずに、御主人のクレジットカードを使って家計費を注ぎ込む、大変ひどい状態に陥っておられました。御相談に来られたのは御主人でした。単に出会い系サイトの被害というだけで、引っかかる者が悪いという感じ方にとらえていたのでは何も施策としては発展しないと思います。被害の実態を見ると、やはり何とかしないといけないという気持ちに立つ、それが施策の出発点だと思っておりますので、こういう表現を使わせていただきました。丹野さんには釈迦に説法ですが。

○丹野委員 おっしゃっている趣旨は非常によくわかります。例えば次のテーマの「消費者行政を担う職員の養成・確保」のところで、消費者目線をどのように涵養するかというお話が出てくるので、そこにも密接に結びつくお話で、多分そこへ行ったら、私は、「是非、一日、消費者センターに朝から晩までいてみてください」ということを言いたくなると思っていますのですけれども、それぐらい、おっしゃっていることは非常によくわかります。

ですが、取り込むという表現をされてしまうと、足立委員の意図はよくわかりましたが、それでは、司令塔の中に現場がまさに、要は内部の機関のように置かれているかのごとくに見えやしないかという心配がありまして、その辺は余計な心配だと言われればそれまでではありますが、やはり現場は現場としてきちんと相談に乗って、ひどい被害を何とかして解決してあげるという方向に一生懸命やって、そのホットな情報を司令塔の方へ上げていく。そこが密接に結びつければいいというふうに考えていますので、そこの部分は多少違うのではないかという気がいたします。

○大森座長 字面で言ったら、現場を取り込む司令塔なんてないのです。だから、足立さんが言っていることの意味が大事なのではないですか。現場を取り込んでしまったら司令塔ではなくなってしまう。そんな司令塔はないですよ。司令塔というのはもともと戦闘の用語で軍事用語なのです。そしたら、これは戦闘集団かスポーツ集団です。サッカーの司令塔といったら、現場がどうなって、どういう状況で、全体のミッションに合わせると、ここはこういう判断をして現場に伝えて動かなければだめだということを決めていくのが司令塔ですから、本当は現場を取り込むことは不可能ですよ。だから、そのことを御心配になることはないと思います。

ほかに、どうぞ。

○室町委員 足立委員に質問です。京都府の場合には、あっせんとか調停の作業というのを、この中の消費生活安全センターでやられているのか。そのほかに、知事直結のくらしの安心・安全推進本部というのがございますが、こういうところでやられているのか、どこでやられているのかお聞きしたいと思います。

○足立委員 今の御質問の相談、あっせんにつきましては、消費生活安全センターですべてやっております。くらしの安心・安全推進本部と申しますのは、知事をトップとします全庁的な連携の組織でして、以前ありました中国の毒入りのギョウザ事件のようなものが仮に京都で発生したという情報が入れば、知事の指示の下で関係部局が集まって対策を協議するための、事故対策のための本部というのが大きな仕事になっています。

○室町委員 調停のような作業はやられていないということですか。

○足立委員 それは、あっせんの部分かと思えます。我々の仕事は、まず相談を受け、相談員が事情を聞いて、必要であれば事業者の方に御連絡を取って消費者の思いを伝える。これも繰り返し言われていることですが、消費者と事業者の間の情報の格差を埋めるという観点で、同じ土俵に立って交渉するためのお手伝いをしているというのがあっせんでございます。

その上で、消費者と事業者の方々との意見が合わない場合につきましては、私ども、資料的には消費生活審議会というところがあっせん案を出す機能は備えていますが、この審議会の機能というのは今まで活用できておりませんので、何度か御報告したかもしれませんが、これとは別に消費者安心チームという、弁護士を含めた組織をつくっています。まずは相談員のあっせん、そこで解決できなければ複数の弁護士によるあっせん案を出す

いうことで、第2段階目のあっせんをするということです。そこでもし解決できなければ、司法の場で判断を仰ぐという段階を経るということにしています。

○室町委員 消費者安心チームというのは、この組織の中に落とし込むとどういう位置づけになりますか。

○足立委員 組織的には、行政の中の組織ではないのでここには書いていませんが、相談・情報担当のところであっせん交渉を行って、そこで解決できなければ安心チームの弁護士に委ねて、あっせん会議というのを開いて、弁護士が第三者的な立場でのあっせん案を出すということです。この組織というのは、相談・情報担当の業務の中で、あっせんの範囲を少し広げたもので、安心チームのあっせん案を提示するところまでを、我々のあっせんの範囲としています。

これと消費生活審議会との違いといいますと、消費生活審議会の方は、あっせん案を出すに当たって、法的な解釈について京都府の意見を述べるという意味合いを持たせておきまして、消費生活審議会の中で学識経験者等を含めました方々の御意見を聞きながら、法的な見解を明らかにした上であっせん案を出す、そういう使い分けはしております。

○室町委員 どうもありがとうございました。

○大森座長 ほかに、よろしいでしょうか。

○片山委員 2ページの(3)の司令塔に必要な機能の③のところ、むしろ消費者庁、司令塔の方からの情報発信体制が要るということを書かれていて、(4)の③のところでも、情報が集まる機関、地方の消費者センター等の情報収集だけではなく、発信体制も強化ということを書いておられると思います。私も、情報をどう地方に伝えていくかということがとても重要だと考えていますが、そのために、「こんなことが地方から見ていて可能なのに、今、できていない」というところがあれば、是非具体的に教えていただきたいと思えます。

○足立委員 今回、司令塔の機能について意見を述べさせていただきましたので、司令塔としての機能の範囲はどこまでかということを考えましたときに、何か問題が起こったときに、司令塔たる機関が関係府省等に指示しながら対策を練る。あるいは、法律の制度、現場の制度を整えるということが考えられますが、そこで終わりではなくて、そこでできた新しい制度を本当に消費者の中に浸透させていく。あるいは、仮にそれが事業者の方への制約あるいは民事ルールであれば、事業者の方に対しても、その民事ルールを守っていただくようなことをお伝えしていくというところまでしないと、本当に成果が上がらないのではないかと考えております。

少し具体的なことを申し上げますと、先般、消費者委員会が、「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」を出されて、24年4月に老人福祉法の改正が行われました。ただ、私どもがそういったことを知ったときに、通知文はどこから出ているのかと調べましたところ、厚労省から自治体の福祉関係部局には改正の通知がありましたけれども、我々サイドには連絡がなかったのです。有料老人ホームの前払金のトラブルといいますの

は、多額の前払金、権利金的なものを払っても、実際には数日でお亡くなりになったときにそういった権利金が返ってこないというトラブルで、我々のところにも入っておりますけれども、いち早く消費者委員会の方で建議を出されて、法改正まで結びつけていただいた。それは非常にすばらしいことだと思いますけれども、例えばそういった法改正がなされたということを事業者も知らない、あるいは消費者も知らない中で、これまでのルールどおりの取扱いをされているとは思えないと思えました。

何かトラブルが起こってからその対策を考える後追いの行政というのが、今までだったと思いますけれども、例えば新しい制度ができたということについて、トラブルがあって相談が入る前に、この制度をしっかりと普及・定着させるために、働きかけをしていくことも我々の仕事なのではないかと考えております。そういった点で、今の司令塔機能の中の情報発信といいますのは、法改正がなされましたということに関係部局を通じて連絡するだけではなくて、もっと地方を使っていただくといいますか、地方と一緒に、その内容を消費者あるいは事業者の方々にお伝えしていくという作業までしないと、本当の意味での司令塔機能の発揮にはつながらないのではないか、という意味合いで書かせていただきました。

○大森座長 私からもいいですか。(5)ですが、私の理解ですと、消費者委員会が内閣府に入っていて、その大臣が特命担当大臣でしょう。消費者庁の長官、これは外局だから主務大臣は内閣総理大臣でしょう。問題は、特命担当大臣と長官(消費者庁)との関係ですけれども、実際には特命担当大臣がどういうふうにかかわっていて何をやっているのか、よくわからないのですけれども、ここはどうなっているのですか。

○服部参事官 特命担当大臣が内閣府設置法上、消費者庁、消費者委員会の事務を掌理しています。

○大森座長 何をするのですか。

○服部参事官 掌理でございます。

○松山内閣府審議官 座長がおっしゃいましたように、総理が主任の大臣、これは間違いありません。総理の総合調整機能を、いわば内閣府設置法上の規定に基づいて、消費者行政の分野で総合調整を行う大臣というのは消費者行政担当大臣であると。もう一つ、官房長官が内閣府全体の事務を統括されるという言葉を使っていますが、官房長官が全体を統括する。ただし、特命担当大臣が掌理する事務は除くという規定になっています。内閣府設置法8条でございます。

この掌理という意味は、統括に比べるとやや弱いといいますか、そういうニュアンスで解釈しておりますけれども、実質的には消費者行政について、大臣としてやるべきことは何でもやるというふうに位置づけられておまして、内閣総理大臣の機能である総合調整を、消費者行政担当大臣としてその分野で発揮するのと、2つの機能を果たされるという位置づけになっております。

○大森座長 足立さんがここに書かれているのは、矢印になっているところは、それによ

って基本政策室と消費者庁の体制強化も可能にすべきではないかという御議論でしょうか。消費者庁の体制強化はどういう形で結びつくのですか。

○足立委員 この部分も一石を投じたといいますか、いろいろ御意見があるだろうというふうに思いつつあえて書いたのですけれども、司令塔機能と消費者委員会が持たれている監視機能の違いというのが、実は私、十分理解できていなくて、その区分がよくわかりません。いままでした。

先ほど申し上げました、老人ホームの前払金の契約問題に関する建議にいたしましても、消費者委員会で、個別の事案に対していろいろ建議が出されていますけれども、本来は、こうした個別事案に対する対応につきましては、消費者庁が司令塔となって取り組むべきものではないのかということを感じております。消費者庁が直接リーダーシップを発揮しながら進めていただいた方が、先ほどの事例ではないですけれども、地方でも、その制度の普及・定着に向けた活動が行いやすくなるというふうに思います。

消費者庁が司令塔、消費者委員会がさまざまな事案に対しての建議を行うというような役割分担を考えるのであれば、実際に司令塔機能を発揮するために他省庁に対するいろいろな指示などを行うためには、強力な指揮命令システムが必要ですので、これについて今の消費者庁の中で実現を図るには、大臣による総合調整機能を発揮するという辺りを強化しないと実際には実効性が担保できないのではないかと思いますので、書きました。これも、かなり皆様から御意見があると思います。

○大森座長 そのことはわかりますが、要するに先ほどの議論に出ているように、消費者委員会は一種の消費者庁に対する監視機能も持っているということになっているのでしょうか。そうすると、それを両方をつないでいるのは特命担当大臣ですね。ですから、消費者委員会が頑張って消費者庁に対していろいろものを言えば言うほど、大臣はお困りになるのではないですか。どうやって大臣はそこで起こるようなある種の緊張や矛盾を解いているのだろうか。こういう制度は機能するのだろうか、ふと思うわけです。そこを聞いているのですけれども、それはどうなっていますか。

つまり、大臣は事実上、そういう機能はやっていない、だから問題点は顕在化しないという理解は可能になる。今後もやらないというのであれば、それはそうかもしれない。片一方で、消費者委員会も頑張れと言っているから、大臣はどういうお立場に立つのだろうかと思ったのですが、それはどういう理解なのでしょう。

○河上消費者委員会委員長 実は、消費者委員会での議論の中でも、大臣を同じうして監視すべき対象があるというのはちょっとおかしいのではないかという意見があります。つまり、消費者庁の行政上の責任をとっていらっしゃるのには消費者庁担当大臣。そうすると、今、消費者庁がやっているいろいろな活動の中で、ここは足りないということを消費者委員会が言うことは、「大臣、あなたはここのところはまだちゃんとやっていませんよ」ということを大臣に向かって言うことになります。しかも、それを受けた大臣が、消費者委員会に対する関係でもある種の責任を持たれるとなると、恐らく葛藤があるのではないかと。

ですから、場合によっては、消費者委員会の担当は、別のところに移したらいいのではないかと議論でございます。

しかし、同じ問題を扱っているわけで、メリットもある。その意味では、消費者委員会はむしろ、消費者庁がやっている活動に対する支援をする、足りないところを指摘するのも支援なのだと考えて、苦言を言うのも、同一担当大臣のもとにいる人間のやることだというふうに理解して、今のところはやっているという状態です。

ただ、消費者担当大臣の消費者庁に対する指揮権命令等に対しても、消費者委員会としては遠慮なくものは言う、ということは大臣にも最初から申し上げているところです。

○大森座長 少しずつ理解を重ねたいと思っています。

○中村委員 今の問題はもともとこの制度設計のときからわかっていたことで、参議院の附帯決議の26項というところに触れてありまして、「消費者安全法第20条の趣旨に則り、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組みが行われるよう、誠意を持って対応すること。また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を、所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと」。

こういうことをすることによって、消費者委員会の言うことを皆さんちゃんと聞くようにしようということは、一応、附帯決議になっているわけです。そこが、実際の運用がどうなっているかはまた別の問題ですけれども、今、座長が言われたような、二律背反、利益相反的な面があるのはそのとおりです。その調整方法として附帯決議程度しか言っていないので、今日まで果たして機能してきたのかという問題はある。そこは次の課題で、あと論点整理案1項(4)、(5)とある中でもお話ししたいと思います。

○大森座長 ちょうどいいので、中村さんの方へ移しましょうか。これで全部終わったわけではなくて、まだ議論をこれからされますので。

○中村委員 私の方で用意したレジュメは資料5-2です。

いきなり軍事用語で恐縮ですが、「司令塔機能の発揮について」ということで、今回、なぜこのことを私が口火を切ろうと思ったかということ、今回の議論は、消費者庁、消費者委員会、国センという3つの機関をどうするかとか、あるいは、この3つが上手に一体となって司令塔機能を果たせばいいのではないかという話が随分ありましたが、前々回でしたか、特命担当大臣のすぐ下に、消費者庁や消費者委員会とは別に消費者基本政策室というものがあるということを指摘しました。しかし、そこが事実上、今まで目立った活動をほとんど残していないということも明らかになりました。

それと並行して、もう一つ、内閣総理大臣をトップとする全閣僚が入った消費者政策会議というのがあります。もっと大きな消費者問題に関する組織、機関があつて、消費者基本計画の策定はここで確かにやっていますが、ほかにももっとやることがあるのではないか。何も消費者庁、消費者委員会、国センの3つだけで何かをやれというのではなくて、更に、そのほかに特命担当大臣の仕事もあれば、消費者政策会議の役割もあるのではない

かという気持ちでこの2つについて意見を述べたいと思います。

消費者政策会議の方を先にお話ししますが、事務局から資料4-1(4)①で用意していただいた、消費者基本法に根拠を置く会議です。メンバーは1枚目の裏面に載っていますが、会長が内閣総理大臣、あとは全閣僚、官房長官と国家公安委員長、公正取引委員会委員長というメンバー構成です。これは、消費者庁ができる前からありまして、勿論、消費者基本計画の昔のものも審議して確定しているわけですが、3年前の消費者庁国会で消費者政策会議というものが議論になりました。どういう形で議論になったか、後から議事録をつけてもらったのが資料5-2に載っています。

16ページからの大門議員が質問したところから、消費者政策会議というものが注目を集めまして、大門議員の質問の趣旨は、消費者庁や消費者委員会ができて、そこが消費者行政を総合的に司ろうというときに、そのもう一つ上に、内閣総理大臣をトップとし全閣僚が入った消費者政策会議などというものがあると、消費者庁、消費者委員会は仕事がやりにくいのではないかと。上の方に大きな組織があって、重い組織があると、事実上は、各省庁から出てくる次官クラスが根回しをしたり、方針をまとめたりすることになると、せっかく消費者庁でやろうとしていることを、次官クラスが全省庁から集まってつぶしにかかるのではないかとという視点で、大門議員は、消費者政策会議というのは、消費者庁、消費者委員会ができたらもう要らないのではないかとという視点で、この質問をされています。

これに対して答弁者側は、特に仙谷由人議員は、要らないような回答をしておられます。ただ、正確に要らないとは言っていません。要するに消費者庁、消費者委員会との関係で、再度、定義をするとか、守備範囲をちゃんとしなければいけないということをおっしゃっています。こういう会議が一つあるのに、今までどういうお仕事をしてきたかというところ、消費者基本計画の策定だけです。それも1年ごとに検証・評価・監視をやっておりますけれども、その場合は、持ち回り決議というか、実際に全閣僚が集まったところでやっていないそうです。ということで、非常に形骸化して見えるわけです。

3年前の参議院の附帯決議の12項では、「消費者政策会議については、当委員会（消費者特委）で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含め、その在り方の見直しを検討すること」となっていました。また、「次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び、消費者委員会の意見を尊重すること」、これも加わっております。

ということで、存置を含め、その在り方を本来検討されなければならない消費者政策会議だったのです。そちらの話の先にしますと、レジュメの2ページ目に、この3年間どうだったかということを見ていくと、先ほど言いましたように全く形骸的で、本来、消費者庁が仕事がやりにくい場面とか、消費者委員会がやりにくい場面、特命担当大臣とともに消費者政策会議を活用する場面があったのではないかとというふうに考えられる点があ

ったのですが、そうは動いていない。

資料4-1(4)②は今までの開催状況が書かれております。この会議のもう一つ下に関係委員の会議というのがあって、関係する省庁だけで消費者政策会議の下組織のようなものを動かしている実績がありまして、かつては、4-1(4)③のように、架空請求等に関して平成16年に会議決定がなされています。それから、悪質リフォーム問題について17年9月16日にもなされていて、4-1(4)④に、こういう実績がかつてはあった。その後は、4-1(4)⑤にあるように、消費者政策担当課長会議というものを開催して、一応、それぞれ当時の起こっている問題についての議論はしておられるけれども、そういう位置づけでかろうじて動いておられた。

もう一つ、先ほど来議論になっている、内閣府の特命担当大臣としての消費者政策担当大臣の位置づけがやはり附帯決議の中にあらわれておりまして、私のレジュメの1ページに抜粋しておきましたが、「消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第4条1項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援、その他の基本理念の実現、並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための、基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての、内閣府設置法第12条の勧告権の適切な行使、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分果たされるよう、行政各部を指揮監督すること」(参25項)というふうに言われております。

これが当時の国会の御意向だったわけですがけれども、この3年間を見ていてどうだったのかということ、レジュメの2ページに書いておきました。ヒアリングの中でも、消費者委員会がいろいろ建議や提言を出しても、他省庁は結構言うことを聞いていて、先ほど来話題になっている有料老人ホームの前払金の返還の問題で、ちゃんと法改正がなされたり、未公開株の問題でも法改正がなされた。これは全部、消費者庁ではなくて他省庁がやっているわけです。ほかの省庁は結構言うことを聞いて動いている。一番難しいのが消費者庁だということなのです。そういう場合には、特命担当大臣や消費者政策会議を活用することができないのかなと思うわけです。

ところが、特命担当大臣は、先ほど座長の指摘にもあったように、監視される消費者庁と監視する消費者委員会、両方を担当しているところに矛盾が出ていて、先ほど参議院の附帯決議の26番で挙げたような理想的な形では必ずしも進んでいない。そういう中で私どもが思うのは、やはり担当大臣は消費者庁と消費者委員会は分けた方がいいのではないかと。個人的意見ですがけれども、先ほど消費者委員長もそのように議論されているというお話でした。まさにそのとおりだと思います。

それから、消費者政策会議はつぶした方がいいのではないかと議論もありましたが、私は、今の消費者庁、消費者委員会、国センの動きを見てみると、別に消費者政策会議が妨害してやりにくいという現象は全く起こってなくて、逆に、もう一回ここに光を当て

て、ここに活躍してもらった方がいいのではないかと考えています。

それと、消費者庁ができたのは、消費者庁だけではなく日本の霞が関全体、すべての行政機関が消費者目線で動くようにというメッセージだったわけですが、消費者政策会議というのは、そういう意味では全閣僚が集まって消費者問題を考える機会なのです。だから、消費者行政全体を消費者目線にするには絶好の機会だと思うので、これを基本計画の承認に、ほんの1分かそこらで終わる会議ではなくて、もう少し実質的な消費者問題を考える機会にしていけば、動きにくい消費者庁や消費者委員会を動かすきっかけにもなるのではないかと考えております。

ですから、要らないのではないかとということはやめておいて、これはこれでうまく活かす方法を考えた方がいいのではないかと。その場合には、なぜ今まで動きが悪かったかということを引きちと洗い出してみて、その上でその問題点の改善を図るべきだと思います。

そこで、一つの問題指摘をさせていただくと、先ほどちらっと出ましたが、消費者政策会議の庶務は消費者庁の企画課（現 消費者制度課）が担当しているという現実があります。消費者庁の組織令の第7条に書いてありまして、消費者庁の企画課が担当しているということはどういうことかということ、消費者庁に都合の悪いことを自ら進んでやるというのはやりにくいのだらうと思います。ですから、ここの位置づけもこの際見直したらどうか。消費者庁の企画課が消費者政策会議を担当することになっているがために、逆に動きにくいのではないかとこのように考えます。

併せて、国会での審議の中では、消費者庁、消費者委員会を更に監視する役割として国会が言われています。国会というところが、衆参の消費者問題特別委員会をもう少し頻繁に開いて、消費者行政の報告を引きちと受け、時々の問題を議論し、消費者行政の監視役としても機能する必要があるのではないかと考えています。

具体的な提案についても2ページ以下に書いておりますが、特命担当大臣は、総合調整機能に万全を期するということをもっと真摯に受けとめていただいて、松原大臣にこのところの意味合いをよく理解していただいて、頑張ってもらいたいところなのです。

参議院の附帯決議の第5項に、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うことというのがあります。今、これがどうなっているか。先ほどの基本政策室がそうなのだらうと思いますが、大臣の判断を引きちと補佐するだけのスタッフ配置になっているのか、ここは是非洗い直していただきたい。そして、そういうところが引きちと機能するようになることで、本来の総合調整に万全を期するという方向も出てくるのではないかと考えています。

今のところは、政務三役によっていろいろなことが決められたり、リーダーシップの発揮をするべきところなのでしょうけれども、まだまだ私どもから見たら不十分で、もっとここも評価してほしいし、それを下支えする消費者基本政策室も、たまに集まって情報交換はしているけれども、今まで一本も形のあるものを出していないようです。こういうところが動いて、特命担当大臣を動かして、そして、消費者行政全体を充実、強化していく

べきだろうと思います。

先ほどちょっとありましたが、消費者政策会議の方は関係委員会というのがあるので、こういうものをもっと臨機応変にやっていただきたい。消費者庁ができる前は、2つほど、架空請求とか悪質リフォームでやっていますが、その後、ないのです。こういうところももう一回光を当ててやる仕事があるということで向かってほしい。

国会の審議の中では、事案によっては特命担当大臣が緊急対策本部を設置して、開催して対応すべきだということも言われております。議事録が大部になりますので、一々引用しませんけれども、実績がこの3年間、まだ一度もないのです。どんどんそういうことをやってもらいたいと思います。

特命担当大臣の権限の積極的活用ということで、今まで述べたようなこと、内閣府設置法の12条も、消費者庁国会のときに併せてここを手当てしようということで、内閣府設置法までいじったのです。三法の立法だけではなくて、ここもいじって特命担当大臣の権限を強化して、勸告権までつけました。こういうところを、もっと活用する場面があるのではないかと思います。内閣法の6条に指揮監督を求める意見具申という権限まであるので、特命担当大臣は、ほかの大臣と比べてもかなりの権限を持っているということがわかります。松原大臣に是非頑張ってもらいたいと思っています。

それから、架空請求とか悪質リフォームのときに動いていたものが、今の消費者庁で、政策担当課長会議が全然動いていないのではないかと思います。実情を後でお聞きしたいし、質問の中にも入れたいと思いますが、もっと日常的に開催して、諸問題のフォローアップをすとか、特に消費者委員会がせっかく出した建議、提言をフォローアップするということをやっておいてもらいたいのです。多分、宿題がいっぱいたまっているはずで、そういう辺りをやってもらいたいし、国センが、PIO-NET から上がってくる情報から改善要望として政策提言的なことも言ってきたわけですが、最近、それが非常に少なくなっている。その辺についても課長会議でもっと対応を協議して、動けるようにされたらどうかというようなことを思います。とりあえずそんなところでは。

○大森座長 いろいろ御議論がございました。皆様方の方で、御質問とか御意見があれば出していただければと思います。

特命大臣が、専任ではないけれども、必置になっていますね。この大臣が何をできるかということが重要ですが、今の話だと、この政策会議も、関係の会議も、官房長官なのでしょう。それを特命大臣がやればいいではないですか。問題は、特命大臣が開催できるように変えてもらって、つまり、特命大臣こそが総合調整機能を果たす、新しい問題提起をしますというふうに変えてもらった上で、その特命大臣の補佐をどういう仕組みでやるのが適当であるか。そういう議論の立て方はあると思います。もう少し働いてもらうためには、官房長官ではなくて、官房長官が消費者問題について専担しているわけではないから、特命大臣がやればいいのではないかと私は思います。そういう改革案はあり得るのではないかと。そうすると、それをバックアップする体制はどうすればいいかということ

を考えることになりますね。

どうぞ、皆様方、何かお気づきの点があれば。

○片山委員 瑣末なことになるかもしれませんが、中村さんのメモの2ページのところで、消費者政策会議の担当事務をやっているのが消費者庁企画課というお話でした。消費者庁の企画課で、現に消費者政策会議を担当している方がどれぐらいいて、どういう事務をしているのかというところをお聞きしたいと思います。

○大森座長 では、事務局からお願いします。

○服部参事官 課名を変えまして、現在は消費者政策課というところで担当させていただいております。担当者がおりまして、企画官、担当補佐、係長以下が専担でやっております。非常に広範囲に及んでおりますので、課の人数は40名弱の体制でございますけれども、他のスタッフも一緒に参画するというふうに承知しております。

○大森座長 仮に担当大臣が主宰することになれば、各省庁にいろいろ事務方のことについても連絡をして、あらかじめ出す事案についても若干根回しするような作業をやることになります。そのことが、普通に考えると、今に比べれば消費者庁の活性化に結びつくはずですね。この議論は、もっと苦労しなさいという議論、もっと働いてくれという話でもありますね。

今の御質問について、よろしいでしょうか。

○片山委員 はい。

○畠中委員 先ほどの中村先生の御意見ですけれども、消費者問題を扱う組織がいろいろあって、どういう機能を果たしているかよくわからないということで、附帯決議もあって、この際、見直すべきだということは、そのとおりでございますが、そういうことは、消費者庁を設置する際に一応整理されているのではないかと思います。ただ、実際に機能を果たしているかどうかというのは、制度の問題ではなくて運用の問題ですから、それはあると思います。今、消費者問題を扱っている組織の在り方を全体的に見直すということになると、かなり時間がかかると思います。7月までにまとまるかどうか、ちょっと自信がありません。

もう一つ、監視される消費者庁と監視する消費者委員会とで担当大臣は分離すべき、これはこのとおりで、大臣の立場としても、自分はどちらがいいのかということになると思いますけれども、こういうのは制度的にはあり得ます。同じ大臣が2つの立場を担っておられるときに、一方から一方に意見を言うということは制度的にはあり得ます。現に総務大臣が政策評価とか行政監視で勧告権を持っております。ある場合には、総務大臣から総務大臣に勧告するということが現にあり得るわけでありまして、そういう例もあったと思います。

○大森座長 それは役割の振る舞い方ですね。相当強いミッションと、それを遂行する意志がどのぐらいおありになるか、関係しているのです。

いろいろ議論が出ています。今日は、しゃべり過ぎていると自覚してしゃべっています

けれども、前から気になっていて、どうして消費者委員会が消費者庁を監視しなければならないのですか。それがよくわからない。司令塔だから、状況判断を間違えたり、司令塔として振る舞い方についていろいろ問題点が出てくることありますが、消費者庁を司令塔としてつくったものについて、どうして消費者委員会のような監視機能を置かなければいけないのですか。はなから信頼していない。そんな組織の形態があるだろうかと思うのですけれども、それはどういう理解をしておけばいいのですか。雰囲気がそういうふうにつくっているものだから、外から見てみると、この三者の間がなかなかしっくりしていないのではないかと。たまたま担当している人ではなくて、どこかこの仕組みに歪みがあるのではないかと考えていますが、違いますか。

○中村委員 国会での審議のときには、行政がうまくいくようにするためには監視する機構も必要だと。もともと民主党が消費者権利院法案というのをを出していて、それは完全に内閣の外から全体を監視するという発想を持っていたのを、与野党の修正協議の中で、消費者委員会にそういう立場を担わせようということにして、今まで消費者庁の下にあった消費者政策委員会を外出しにしたという、修正の立法経過がある。立法の趣旨の説明の中でも、消費者庁も含めての監視が必要だ、そういう機能を果たすのが消費者委員会だということは説明されているので、そこは、余り今からいじるところではないのではないかと思います。

○大森座長 いじれるかどうかわからないのですけれども、繰り返し出てくるものだから。要するに消費者庁がきちっとして、法律上、与えられた任務を遂行できればいいのでしょう。遂行できるということを誰かがチェックしているという意味でしょう。監視というと、消費者庁が悪いことをするというイメージで、それが、外に与えるイメージとしてはとてもよくないわけです。一緒になってやらなければいけない体制がどうしてそういう話になっているのか。大もとを覆せなどということを行っているわけではないのですが、全体が新しい体制に向かおうとしているときにどうすればいいか、そういう議論です。

消費者庁の方から、例えば各省庁との関係でこういうことが出てきているので、消費者委員会に、こういうことについて検討してもらえませんかと言っても全然構わないわけでしょう。

○服部参事官 諮問はできます。

○大森座長 できるでしょう。だから、そういうことをやっていかない限りは、全体として一体としての活動ができるはずがないです。相互にやり合うような仕組みをつくらない限りは一体的にならないのではないかと考えていますけれども、そうならないのはどうしてなのか。大もとを直せとは言っていないませんが、この全体の仕組みが気になっているから、こういう羽目に陥っているのではないかとずっと思っているんです。

○川口審議官 ただいま話題になっている点の制度的な、法律上どうなっているかということで確認的に御説明しますと、まず監視でございます。監視ということは、国会審議の様様については中村委員から御説明がございましたが、法律上、監視という言葉が出てく

るわけではないということをごさいますして、国会審議の中での与野党の御理解として、消費者委員会は監視を行うということで御理解があつて、修正をされたということです。条文上は、消費者庁及び消費者委員会設置法の消費者委員会の事務としては、まず、「重要事項に関し自ら調査を審議し、必要と認められる事項を、内閣総理大臣、関係各大臣、または長官に建議すること」というふうになっております。内閣総理大臣、長官にというのが出てくるところが、いわば消費者庁に対し監視をするというような解釈の具体的な条文かと思われます。

諮問につきましては、一方、委員会の事務の第2号でございしますが、「内閣総理大臣、関係大臣、または長官の諮問に応じ」ということで、内閣総理大臣または消費者庁長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し調査審議すること、となつておりまして、ちなみに、前号に規定する重要事項は、消費者庁の所掌事務とほとんどそっくり同じことが書いてあるという構造になっております。

制度的な補足を申し上げました。

○大森座長 だから、普通に条文を解釈すると、別に監視と言っているわけではないのです。双方で、片一方は建議することがあつて、建議ですから、消費者委員会のある種の自立性があつて、消費者委員会の方から見ていたら、消費者庁に対して、こういうことについてはどうですかということが言える。消費者庁の方からも消費者委員会に、このことについて検討してもらえませんかと言える。そういう関係になっているわけで、監視をすることがメインの機能になっているわけではないのではないか。それは国会の議論のことがオーバーに伝わっているのではないか。これは、ちょっと中村さんを批判しているのではないのですが、それを繰り返しておっしゃっているから、なかなか一体的な体制がしにくいのです。いつも出てくるのが気になるのです。だから、今のような解釈をすれば、双方で補い合うという体制のことを法律は言っているのではないかと思つてはいるのですが、どうでしょうか。

○中村委員 資料でお配りした国会の会議録の、平成21年4月23日の1ページというところから付いているものをごらんいただきたいのですが、ここで、岸田文雄さんが修正した法案の趣旨説明をしておられます。資料5-2（参考）と書いてあるものです。真ん中のところに、「第三に、消費者委員会は、消費者行政全般に対する監視機能を有するものであることを明確にするため、その所掌事務の整備を行うとともに、消費者安全法第20条の規定による、消費者委員会の勧告等の権限を特記することとしております」。

こういう修正がなされて参議院に回ってきています。ここで監視機能という言葉が使われ、与野党全会一致でこれを承認してこの消費者三法が通っているわけで、国会審議の中で何度も監視機能というのを言われておりますので、私が個人的に言い出しているわけではないということを申し上げておきます。

○大森座長 この監視機能の具体的な内容は何になるのですか。

○中村委員 それが、先ほど川口さんが言われたことです。

○大森座長 その内容のことでしょう。

○川口審議官 まさに岸田委員の説明を念頭に先ほどの説明をいたしました、ちょっと補足させていただきますと、具体的には、まず第1号として、内閣総理大臣、関係大臣、または長官に建議すること。これは修正で建議という言葉に変えられたものでございます。第2号で、諮問に応じ調査審議をすること。これはもともと修正前からあった部分でございます。それから、先ほど申し上げるべきだったことですが、第3号に、消費者安全法第20条の規定により、内閣総理大臣に対して必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。この3つでございます。勧告は、もともと消費者安全法案に規定されているものでございますが、修正の中で、委員会の重要な事務であるということで、消費者庁、消費者委員会設置法の方に1、2、3と並べて書かれたという経緯がございます。

いずれにせよ、法文上、監視という言葉があるわけではなく、まさに岸田委員の趣旨説明のところに出てくるのが「監視機能を有する」と、これは趣旨として入っているということでございます。

○大森座長 わかりました。一部、機能の中に監視が入っているということは確かですね。監視しているわけではないけれども、監視という機能を一部持っているということは確かです、建議するわけですから。わかりました。

もう一つ、やりたいのですけれども、よろしいでしょうか。片山さんをお願いしていることがございまして、そこへ行きたいと思えます。

それから、今日、御欠席の方から資料が出ているということですが、それを御紹介していただけますか。

○服部参事官 資料5-4、山内委員から資料をいただいております。先ほど御議論いただきました「司令塔機能の発揮について」、「専門的知見の蓄積と集約」、2枚目の方は次のテーマである「職員の養成・確保」です。

○大森座長 一度きちっと拝見しておきましょう。

それでは、片山さんをお願いしましょう。

○服部参事官 先ほどの監視について、一点、補足させていただきたいと思えます。

先ほど、監視について法文上のお話をさせていただきましたけれども、消費者基本法という法律の中で監視という言葉が出てまいります。先ほど来御議論がございました検証・評価・監視という中で監視という言葉が使われております。

実際上の意味合い、これは運用上の話でございますけれども、消費者基本計画の検証・評価・監視のこの監視というのはどういうことなのだろうかということで、以前に考えたことがございまして、各省庁が行っている施策の進捗状況を確認しようというのが検証。それをどういうふうにかというのが評価。そして、施策について改めるようなことがあれば、見直していくという意味合いで、消費者基本法に出ている監視については使っております。これは消費者政策会議の事務として行われているものでございます。

○大森座長 その中に消費者庁も対象として入っているということですね。

○服部参事官　そうです。

○大森座長　何かのときに、今のようなこともどこかに書き出しておいてくださいますか。

○川口審議官　今の説明は、本日の資料4-1(4)①に、消費者政策会議の設置根拠、消費者基本法27条3項第2号に書いてございます。

○大森座長　それでは、片山さん、お願いします。

○片山委員　私の方は、論点の中の消費者行政を担う職員の養成・確保について、少し意見を整理してということでしたので、レジュメ5-3を用意させていただきました。

個別の論点で挙げられているところについて意見を述べる前に、消費者行政を担う行政職員の養成・確保という問題が、今回の消費者行政の体制の在り方に関する検討においていかに重要であるかという点、私は非常に重要だと考えていますので、その点と、中長期的なビジョンというものを述べさせていただきたいと思います。

何度もこの検討会で出てきていますが、消費者庁の司令塔機能が十分に発揮されること、そして消費者庁、消費者委員会、国民生活センターのそれぞれの機能が最も有効に発揮されるような連携を確立して、消費者行政を強化する。それが大きな目標だと思いますけれども、そのためには、制度・仕組みをつくとともに、消費者行政を担う行政職員が、消費者行政の目指す目標、ミッションという言葉が先ほどから出ていますけれども、そういうものに対して高い識見と強い熱意を持つ、そういうことが絶対不可欠だと考えます。これは行政に限らずいかなる組織もそうですけれども、ミッション、目標達成のためには、仕組みだけでなく、仕組みを動かす人が育たなければ組織は機能しないということは、どこでも言われていることだと思います。

これを消費者行政という場面で考えてみますと、やはり消費者行政こそが自分の本籍であるというふうな考え、消費者行政の充実に長期的に取り組む意識を有する職員などを養成・確保して、庁、委員会、国センの3つの組織の権限機能を生かして消費者行政を推進しようという新しい組織文化を育てていき、その組織文化を維持継続していくことが大きな課題だろうと考えます。

そのために何が必要か、非常に一般的な言い方になりますが、やはり職員が消費者行政を担うことにまず自信を持たないといけない。自信と魅力、そして、そのことに誇りを感じる。それができるような組織へと変革させる必要があると考えます。

少し目線が変わりますが、消費者目線の習得ということが今回の検討会の中でも大きな課題になっています。これも、結局は行政職員の強いインセンティブが前提になれば、ミッション意識がなければ、決して本物にはならないと思いますし、逆に、消費者目線、現場目線を習得することによって職員のインセンティブは格段に高まっていったら、組織として強化されることになる。そういう意味で消費者目線を確保するというのは、組織をプラスのスパイラルに乗せるといいますか、そういう意味で非常に重要な視点であろうと考えます。

こういう中長期的なビジョンと、そのビジョン実現の道筋そのものを明確にして、消費

者行政を本籍とする職員の識見や熱意を高め、それと同時に、他省庁からの出向職員の皆さんの識見や熱意というものを相互に生かすことによって、初めて、充実した消費者行政が実現するのではないかと考えています。

次に、個別論点についての意見ですけれども、消費者行政を担う行政職員の専門性、消費者目線の確保というものをどう実現するか。これには、大きく分けて2つのポイントがあると考えます。

一つは、行政を担う行政職員自身一人ひとりの、消費者目線や専門性の養成・確保ということだと思います。これは、冒頭に述べたように、やはり消費者行政に骨を埋める、本籍とするプロパー職員を確保することが不可欠になりますけれども、その具体的な方法としては、中長期的な計画性を持って、段階的に消費者庁を本籍とする職員を増強していくこと。

具体的な方法は、私は余り行政組織のことがよくわからないので、思いつきのようなことで恐縮ですけれども、一つは、新卒採用、あるいは民間からの中途採用、国民生活センターの職員の皆さんの公務員化等の方法で、プロパー職員を少しずつ確保、増強していくことが考えられるだろうと思います。更に、内閣府その他の消費者行政を経験していただいている職員の皆さんの中から、消費者庁への転籍、これは一方的にはできないのは勿論だと思いますので、そういう職員さんを募集するというふうなことは考えられないのでしょうか。

いずれにしても、プロパー職員を増やす際には、消費者庁の上級ポスト、幹部ポストにプロパー職員が就任する、その道筋を明確に示していくことが必要であろうと思います。そうすることによって、消費者庁の司令塔としての性格そのものが、組織の在り方としても社会から見える形で形成されていくという面があるのではないかと思います。

今のは養成・確保の前提となる仕組みづくりの問題ですけれども、そうした仕組みを基盤として明確にした中で、次に消費者目線を習得し、消費者問題についての専門性を有する職員を育成していくということになっていくかと思えます。

具体的には、先ほどの現場とつなげる、現場目線が必要だという話ですけれども、消費者庁職員を、地方公共団体の消費者行政担当部門に出向していただく。あるいは、若手を含むすべての常勤職員について、少なくとも数か月、半年あるいは1年という単位で、消費生活相談実務、あるいは適格消費者団体がいろいろな消費者の現場とつながる活動をしていますので、そういう事務を経験していただくことも消費者目線を習得する一つの方法だと思います。

あとは、消費者団体や外部有識者と連携して、消費者行政や消費者問題に関する勉強会、講演会等を主催者として開催する。一緒に消費者を動かしていくというところに関与していく中で、消費者目線の習得ということが可能になるのではないかと思います。

今回、いろいろな資料を準備いただきまして、今も、研修だとか懇談会だとか、現場に随分出ていただいているというのはわかりますし、そういうものも大事ですけれど

も、それだけではなく、人事交流、あるいは職域交流ということを常に実施していった実際の業務を担当していただく、そういう中で現場の消費者目線を肌で実感する、あるいは消費者のありのままの姿を習得するシステムを、システムとしてつくっていただく必要があるというふうに思います。

少し余談になりますが、私たち弁護士も最初から消費者問題の専門家であった人は一人もいないわけで、実際に私もココ山岡のクレジット被害の弁護団に入って、何年間かその事件を担当する中で、本当に被害発生の現場にぶつかり、何人もの被害者と話をし、消費者が置かれている生活実態を本当に肌で実感をしました。その中で飛躍的に消費者目線を習得したというふうに自分でも思いますし、そういう消費者目線を肌で感じたところから、消費者問題についての専門性を身につけたいと考えるようになり、どんどん関心を持っていろんな情報を収集していくということにつながりますので、行政職員の皆さんにも、同じような現場経験というものが非常に大きい意味を持つのではないかと思います。

専門性や消費者目線を持つ2つ目の視点ですけれども、特に消費者問題に対する専門性は非常に幅広く、これからもどんどん広がりを持っていくと思います。それは、個々の行政職員の努力だけではとても無理ですし、あるいは消費者庁、消費者委員会のメンバーだけで、すべての消費者問題を幅広くフォローすることも非常に難しい。そこで、これを補充するものとしては、外部ネットワークというものを拡充して活用することが考えられるし、考えるべきなのではないかと思います。

消費者問題に取り組む相談員さん、弁護士あるいは研究者、消費者団体等の中から、それぞれの研究分野を踏まえて各種のネットワークを消費者庁の中に構築しておいていただく。それは安全分野、財産被害、表示分野というふうになるかと思いますが、そこでは企画とか立案だけでなく、個々の執行においても外部の専門家の意見を活用するような方策が可能ではないかと思います。そういう外部の知見も活用して、専門性に対する自信といいますか、専門性を高めることで、積極的な消費者行政の司令塔機能を果たすことにつながっていくのではないかと思います。

今、国会に上程されています消費者安全調査委員会の構想ですけれども、ここにも同じように、専門家との常時ネットワークを通じて専門性を維持するという考え方が反映されていると思いますので、これをもう少し他の分野にも広げていくことがあり得ると考えます。ただ、外部の専門家に、専門的なところをすべて任せるとするのはだめであって、消費者安全調査委員会するときにも議論になりましたが、やはり消費者目線を持って、一定の専門性を持つプロパー職員自身が確保されていて、それをベースに外部専門家と常時連携をとり、活用する仕組みというのが大事だろうと思います。

こういうふうに人材確保・養成のところを考えていきますと、やはり新しい組織ビジョンの中で、消費者目線の確保、あるいは専門性の確保の観点からも、今の国民生活センターの職員の皆さんの果たしていただく役割が非常に大きいものとして意識されるべきだろうと思います。

そこで、国民生活センターの職員さんの活用の視点ですけれども、従前のセンターの業務が従前どおり機能を発揮していただくというのはもとより、更に一步踏み込んで、消費者行政全般において、従前の蓄積された経験や知見を生かして行っていただきたいと思えますし、更に、消費者行政全般における企画立案などにも活用していただけるような人材のポストを確保するといった枠組みを、構築していただくことが必要ではないかと考えます。

非常に抽象的で雑駁で申し訳ありませんが、以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、いい問題提起になっていますので、少し皆様方の御意見を出していただきましょうか。このペーパーの基本は、実際の仕事を通じて職場でしか人は育たない。研修は重要ですが、研修だけやって育つはずがないですね。だから、ここに提起しているように、すべての職員は必ず1回ぐらいは絶対に相談業務をやる、そういう人事の運用を確立するとか、そうしなければ感覚を持てるはずがない。抽象的な管理業務をやっていたら、という問題提起だと思います。

どうぞ。

○丹野委員 今、おっしゃっていただきましたとおり、全く賛成でございます。実は、消費者目線というのが非常にわかりにくい言葉で、何だろうかとお思いの方が実際にたくさんいらっしゃるだろうと思います。先般、消費者庁の幹部の方が国民生活センターへ1日研修においでになって、実際に土日祝日相談の電話対応をイヤホンでお聞きになって、1時間か2時間か、そういうことを体験なさって、その後、幹部の方と私どもの団体とお話をさせていただいたら、百万言より、実際に体験をしたことが、例えば、どうしてこんなものに引っかかるのだろうかとか、どうしてこんなものを救わなくてはいけないのかと思ったことが、非常に短い時間であっても、大きく理解が違うというふうにおっしゃった方がたくさんおいでになったというのが現実でございます。

そういう意味では、これが相手方の地方公共団体の消費者担当部門に負荷の余りかかるような形ではいけないけれども、やはりそこへ行って実際に体験をしてみるとというのが、どんなに根っここのところで変わるか。先ほど足立委員がおっしゃったようなことも含めて、それを実際に肌で聞くことが、どれだけ頭の中で考えていることと違うのかということがおわかりになるかと思えますので、そこは、キーになるところ、一番の核心になるところだと私も思います。ですから、片山先生のお書きになったこれは本当にそのとおりだと思います。

ただ、ちょっとだけあえて質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。2の①、「プロパー職員を確保する」ところに「、国民生活センター職員の公務員化等の方法で」とあえてお書きになっていると思います。これは、例えば出向とかではなくて、ここで書かれていることは具体ではどういうことをお考えになっているのかを、教えていただきたいと思えますので、是非よろしく願いいたします。

○片山委員 組織の在り方をどうするかというのは、次回以降でまた検討があると思いま

すけれども、少なくとも、今、国民生活センターで専門性や消費者目線を持った職員の皆さんが、国の組織に移管するという中で公務員になっていく。そうすると、その人たちが消費者庁の中でのプロパー職員としてかかわってくる。そういうことの道筋があり得るようになるのではないかと、そのレベルの趣旨です。

○大森座長 目線ですけれども、このまま「消費者目線の習得」でいくかどうかですけれども、目線を習得するというのはどういうことになるのでしょうか。消費者はさまざま多様で、語弊がありますが、非常にちゃんとものを考えながら消費行動をとっている消費者もいれば、およそ愚かしい消費者もいます。その両方を理解できなければいけないわけです。ということは、もう少し注意深くすれば引っかからないことに平気で引っかかる消費者がいっぱいいます。だから被害が起こるのです。ということは、担当職員の人たちはみんな消費者なのです。一人の人間に戻ると、自分もまた愚かしい消費をしている可能性がある。つまり、これは本当に目線の習得なのではないでしょうか。ここがちょっと気になるのですが。

○片山委員 言葉の選び方がまずかったかもわかりませんが、何もこれにこだわるわけではないのですが、私が言いたいのは、自分も消費者であって、でも、自分は被害に遭わないと思っている人がほとんどなのです。そういう人たちが、実際に被害というのはこんなふうにして発生する。クレジットの被害なんて自分は遭わないと思っているけれども、こういう場面でこんなふうには勧誘されたら被害に陥ってしまうというふうな、そういう被害の現場がわかると、どうしたら被害に遭わないで済むかとか、なぜ被害に陥っていくのかというところが見えてくる。そういう消費者が置かれている生活現場といいますか、その習得だと思えます。消費者誰しもがそういう場に置かれたら、落とし穴にはまっていくかもしれないという、そういう消費者行動であるとか、消費者の意識であるとか、そういうものを、上から目線ではなくて、本当の現場の消費者の目線で理解をしていく、分析をしていくということを目指しているというふうにお考えいただきたいと思えます。

○大森座長 ちょっと象徴的に言っているわけですね。
どうぞ。

○畠中委員 片山先生のペーパーで、消費者行政に骨を埋める職員を確保するというのは、私もそのとおりだと思います。そのため、新卒採用とか民間からの中途採用、国民生活センターの職員の公務員化と書いてございまして、これができればいいのですが、私が懸念しているのは、要するに政府全体の方針がこうなっていないのです。新規採用も抑制、公務員化も、人件費を削減しろ、ということになっていますから、なかなか難しいところがあるのではないかと、このように思います。

もう一点、今のところ、消費者庁ができてまだ3年ですから、各省からの出向職員に頼らざるを得ないということはやむを得ないと思います。出向職員については、派遣元の省庁に顔が向いている、というふうによく言われますけれども、これは大いなる誤解でありまして、少なくとも国の公務員は、出向であれ、派遣された省庁の立場に立って一生懸命

仕事をしておられると思います。もしそうでなければ、長官が人事権を持っておられますので、相手の省庁と交渉して、もっと優秀な職員をよこせ、と言えばいい話ですね。要は、出向職員だからだめだ、プロパーだからいいということではなくて、いかに職員を使うかということだと思います。

○大森座長 どうぞ。

○中村委員 消費者庁が所管している法律には共管がすごく多いのです。これは、消費者庁が今までの先輩省庁のノウハウを学ぶいいチャンスだと思います。例えば特商法で、もともとの経産省とか地方支分部局、あるいは自治体、都道府県の今までの慣れた職員と消費者庁の職員と一緒に立ち入り調査をするということは、今、やっておられるのではないかと思います。そこで消費者庁の人もしろんなノウハウを学ぶ、スキルを身につけるといことだろうと思います。

ところが、今、消費者庁の取引対策課で特商法担当をしておられる方はというと、もともと経産省から来た人で、結局、元経産省で今消費者庁にいる人と、経産省に今でもいる人がたまたま一緒に立ち入り調査に行っているだけ。そうすると、消費者庁にせっきくのスキルが落ちない。根づいていかない。経産省から出向した人はまた経産省へ帰ってしまう。そういうことを繰り返していたのでは、消費者庁の財産になっていかないような気がするのです。せっきく、共管で消費者関連のいろんな法律が先輩省庁とのペアでできる仕組みがつくられているのに、そこで学んだ知識、ノウハウをきちっと消費者庁に落とし、根づかせる、その方法を是非考えてもらいたいのです。そうでないと、消費者庁が独自性を持って、やがて大きくなってプロパー採用するといっても、なかなか難しいのではないかと思います。その辺の工夫を何か考えられないものかなと思います。

○大森座長 環境庁が環境省になるまで、長い間かかって、やっとあの体制を築いてきたのです。全部とは言いませんけれども、やはりコアになるメンバーはそこで骨を埋めるとい覚悟を持っていないと、全体の求心力は起こりにくいのではないのでしょうか。今、来られている人たちが消費者行政について一生懸命やっていることは、私も認めていいと思いますけれども、必ずそうなるわけではなくて、どこかでコアは形成していく。長い道のりであってもコアは形成していきたいというのが、大事な視点ではないかと思います。

○片山委員 よろしいでしょうか。畠中先生のおっしゃるのはそのとおりだと思いますし、最初に言われた、プロパーの確保が必要だけれどもなかなか実現は大変なんだという話も、そのとおりだと思います。でも、本当に今回の体制の在り方を検討する中で、今、座長も言われたように、そここのところを横に置いておいてしまうと、結局、何も変わらない。どんなに仕組みや制度を新しいものに変えていっても、本当にそこがコアで、明確な消費者行政のビジョンに対する熱意を持ってやっていこうという人が次々育っていかなければ、同じ議論をもう一回しないといけなくなるのではないかというふうに思います。

プロパー職員の確保は難しいでしょうけれども、是非とも実現する道筋、可能性、どうすればいいかということ、事務局の方でも検討していただきたいと思いますし、大臣に

も是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大森座長 10年かかるか、20年かかるかわかりませんが、少しずつそういう方向を目指すような人事の在り方、そういうものを持っているか、持っていないかというのはやはり重要です。そのことを含めて、今日結論を出すわけではありませんけれども、検討してみたらどうかと思ひます。

どうぞ。

○丹野委員 新しい官庁の発足に当たってどんなにそこに根づくのが大変かというのは、いろんな人から言われるし、非常によくわかっているつもりでいます。ただ、ある意味、消費者庁には武器があると思ひていて、それは、消費者目線というのは本当は実はよくわからないのですが、消費者被害というのが実際そこにあつて、それを何とか助けていかななくてはいけないし、その被害が起こらないように自分たちの力を発揮していかなければいけないというところが、非常に志が持ちやすい官庁なのではないかと思ひています。その部分が共有できれば、プロパーの人が最初は少なくても当たり前ですが、それでも何とかやっていけるのではないかと思ひています。私の接している消費者庁の職員さんは、皆さんとっても頑張つていらつしやるので、そこは応援をしたいと思ひております。

○大森座長 消費者庁全体はよき事業者とすべての消費者が味方のはずです。ですが、こうやって茫漠たる背景を持っている役所というのは余り強くないのです。凝集力が強くて圧力団体を背景に置いた省庁の方が圧倒的に強い。その意味で言うと、違った戦略を持たない限り消費者行政全体は強まらないはずですが、ただ、最大の味方は消費者です。その消費者のことが理解できて、なおかつ、消費者の被害を一つでも少なくする。できれば直ちに救済するという、そこを持ち得るかどうかでしょう。それを持っていない限り、何のために消費者庁をつくつたかわからないと思ひます。それは大きな方向性ですので、どこかで打ち込んでほしいと思ひますし、そのためにこれをつくつたはずなのです。それが余りさえないということは、どこかに問題点があるのだから、それは今回洗い出して、きちつと我々としては書くということにならざるを得ないと思ひています。

今日、まだ結論が出ませんし、途中までしかしていません。山内さんも御意見を出してくださつていますので、次回、この続きをさせていただくということが一つと、まだ独法の法案が内閣委員会に入つていますが、内閣委員会がどうやって動くかわからないのですよ、外から見ていると。国会の審議も見えていないとわかりませんので、当初、6月段階でまとめるという話でしたけれども、ちょっとゆとりを持たせていただいて、もしかしたら7月ぐらいまでずれ込みつつ、相当の議論をやつていますので、詰めた議論をするためには当初よりも延長させていただくことがあり得るのではないかと思ひています。そういう段取りについても、皆さん方にお諮り申し上げていかなければいけないのではないかと思ひています。

今までのところは日程でお願いしてございますけれども、場合によりますと、もう少し日程をちょうだいすることがあるかもしれないということだけ、今日、お願いを申し上げ

ておきます。私は一刻も早く終わりにしたいのですけれども、国会の審議の方も見ないといけませんので、そのようなあんばいになるのではないかと考えていますけれども、そういうふうに取り計らってよろしゅうございましょうか。当初、6月二十何日で終わるといふ心づもりでしたけれども、国会の方が怪しいものですから、ちょっとゆとりを持たせていただきたいと思っていますけれども、よろしゅうございましょうか。事務局もそれよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○大森座長 それでは、そういうことで段取りを整えます。よろしく願いいたします。

事務局から何かありますか。

○浅田参事官 本日はご苦労さまでございました。

最後に、次回の日程について御案内させていただきます。次回は、5月30日（水）17時半からです。場所は、消費者庁会見室、この奥の部屋でございますが、そちらに場所を変えさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

以上